

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会
開 催 年 月 日	平成26年7月14日(月)
開 始 ・ 終 了 時 刻	13時45分 から 17時頃まで
開 催 場 所	弘前市役所本庁4階 第2委員会室
議 長 等 の 氏 名	山本 昇
出 席 者	委員 山本 昇(会長) 委員 五十嵐 雅幸 委員 飯島 裕胤(弘前市民会館以降の審議は欠席) 委員 菊池 励美 委員 小林 太郎
欠 席 者	なし
施設所管部職員の名	(財務部) 財務部長 五十嵐 雅幸 財産管理課長 田村 嘉基 財産管理課長補佐 三上 幸人 財産管理課総括主幹兼住宅係長 玉田 真一 財産管理課住宅係主査 澁谷 明秀 (市民文化スポーツ部) 市民文化スポーツ部長 蒔苗 貴嗣 市民協働政策課市民生活係主査 境 麻紀 市民協働政策課市民生活係主事 今 貴雄 文化スポーツ振興課長 野呂 忠久 文化スポーツ振興課文化振興係総括主査 行方 泰 市民会館館長 菊池 佳子 市民会館運営係長 成田 修 (観光振興部) 観光政策課長補佐 石澤 淳一 観光政策課企画戦略係長 一戸 拓利 (都市環境部) 都市環境部長 川村 一也 都市政策課長 浅利 洋信

	<p>都市政策課長補佐 加藤 和憲 都市政策課交通政策推進室主幹 村上 輝光 都市政策課交通政策推進室主事 進藤 明良 (教育委員会) 教育部長 柴田 幸博 生涯学習課長 土谷 伸夫 生涯学習課長補佐 野呂 智子</p>
事務局職員の 職氏名	<p>行政経営課長 岩崎 隆 行政経営課長補佐 森岡 欽吾 行政経営課主幹 安田 和人 行政経営課主査 野呂 康司</p>
会議の議題	<p>弘前市営住宅を含む35施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について</p>
会議結果	<p>会議内容のとおり</p>
会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者選定方法等一覧（資料1） ・指定管理者制度の導入に係る方針（資料2） ・今後の指定管理者候補者選定スケジュール（予定）（資料3）
会議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)	<p>1 開会 2 案件 3 閉会</p> <hr/> <p>2 案件</p> <p>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</p> <p>(議長) 弘前市営住宅を含む35施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について審議を行う。審議の進め方は、募集グループごとに、各部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。 まずは、全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>(事務局) 今年度、指定管理者を募集する施設は35施設で、募集グループは計6グループである。 今年度末で、指定期間が満了となる施設で、引き続き指定管</p>

理者制度を継続する施設が、「弘前市営住宅及び弘前市駅前住宅」、「弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター」、弘前市教育センター、弘前市立東部公民館及び弘前市学習情報館の複合施設である「弘前市総合学習センター」で、平成27年4月から新たに指定管理者制度を導入する施設は、「星と森のロマンティア天文台」、「弘前駅中央口駐輪場・弘前駅城東口駐輪場・弘前駅中央口駐車場・弘前駅城東口駐車場」、「弘前市民会館」となっている。

また、指定管理者の募集方法は、一般公募によることを原則としているが、「星と森のロマンティア天文台」と「弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター」については、一者指名によることとしている。

(議長)

それでは、財務部から弘前市営住宅及び弘前市駅前住宅の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の概要、指定管理者制度導入の目的などを説明)

指定管理者の選定方法は、前回と同様に、一般公募とする。指定期間は5年としている。指定管理者が実施する主な業務は、住宅への入居、退去等の申請書、届出書の受領、許可等の通知に関することのほか、施設の維持修繕、保守点検等としている。ただし、住宅の使用許可や同居の承認等、許可事務については、行政判断が伴うため、引き続き財産管理課で実施する。選定基準及び委員一人あたりの配点については、市営住宅等の効果的かつ効率的な維持管理方法に対する提案や入居待機者解消に対する提案及びその実現性などを判断するために、「施設の設置目的を効果的に達成することができること」及び「施設の効率的な管理ができること」を重視し、配点を高く設定している。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

収納率向上のための取組について提案を求めているのか。

(施設所管部)

事業計画書の中に「収納率向上の取組について」という項目があるので、ここで提案してもらうことになる。

(委員)

収納率の向上とは、具体的にはどのようにやるのか。

(施設所管部)

現金納付している方に、口座振替の手続きをお願いする。口座引き落としができなかった場合は、早期に発見し、入居者と面談するなど、早め早めに動いていくということが考えられる。

(委員)

平成26年度と比べ、指定管理料が増えている理由について知りたい。

(施設所管部)

住宅の修繕費の増によるもの。実態として、修繕が間に合わなくて、入りたい人をいれられない状況も過去にあったことから、修繕は積極的に行っていくこととしたい。

(委員)

指定管理は今回で何回目の更新となるのか。

(施設所管部)

平成23年度に指定管理者制度を導入したので、今回は初の更新となる。

(委員)

指定管理者制度を導入したことにより、住民サービスの向上など、具体的にどのように変わったのか。

(施設所管部)

ある程度、入居者の要望に早く応えることができるようになったなど、指定管理者が迅速に対応してくれていると聞いている。また、市としての効果は、特に人件費の削減が挙げられるだろう。

(委員)

施設がたくさんあるが、指定管理者はどこに事務所を設けて、人を配置するのか。

(施設所管部)

指定管理者の会社ではなく、財産管理課の中に窓口を設けて業務を行うことになる。入居にあたって、どうしても所得証明などが必要となり、市役所に窓口があるとすぐに取得できるので、利便性を考えてそのような体制にしている。

(委員)

自主事業は期待できないような中身なのか。

(施設所管部)

市営住宅の管理運営では、恐らく期待できないだろう。

(委員)

自主事業について、提案する項目としてあっても良いのではないか。

(委員)

類似施設の管理実績について、応募資格にしているのか。

(施設所管部)

応募資格にはしていないが、管理実績がある場合は、実績として書いてもらうことになる。

(委員)

類似施設の管理実績を応募資格にする必要はないのか。

(委員)

前回募集した時には、類似施設の管理実績を応募資格としたのか。

(施設所管部)

前回は応募資格とはしていない。

(委員)

市営住宅だけでなく、個人的には入口はあまり狭くしないほうがよいのではないかと思う。その一方で、審査する側からすると、実績がきちんと書かれてないとよくわからないため、添付書類として、具体的な概要を書いてもらうようにしたらよいのでは。

(事務局)

これまでは、類似施設の管理実績について、応募資格まではしていないものの、指定管理しているとか、業務経歴がある場合は、それを説明する書類を提出してもらうこととしている。

(委員)

社会保険などが適用されていることを確認するため、加入の写しなど、添付資料としてあっても良いのではないかと思う。

(議長)

他に質問がなければ、これまでの意見を踏まえ、一部再検討してもらうということよろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

それでは、観光振興部から星と森のロマントピア天文台の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の概要、指定管理者制度導入の目的などを説明)

指定管理者の選定方法は、一般財団法人星と森のロマントピア・そうまを一者指名するものである。一者指名の理由は、施

設の管理のみでなく、市の政策の推進に向けて、市と指定管理者が密接な連携を図りながら、施設の管理運営を行うことが求められるためである。指定期間は4年としている。その理由は、一者指名する予定の法人が、星と森のロマントピアの各施設を既に指定管理しており、その期間が平成31年3月31日までとなっているため、指定期間をあわせることで、次回の指定管理者選定時には、ロマントピア全体の業務を一本化して、選定を行なえるという理由からである。指定管理者が実施する主な業務は、使用の許可等に関する事、利用料金の収受に関する事のほか、望遠鏡の操作や天体の解説業務、施設や展示物の解説業務などである。選定基準及び委員一人あたりの配点については、施設の性格上、天文解説などの業務も含まれるため、「効果的な管理を踏まえた上で、人材の確保に配慮されていること」という項目も設定している。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

利用料金制を採用しているのか。

(施設所管部)

利用料金制としており、利用料金は指定管理者の収入となる。

(委員)

除雪業務は市が行うのか。

(施設所管部)

除雪業務はこれまでどおりロマントピア本体で行う。

(委員)

望遠鏡だが、県内では一番大きなものなのか。

(施設所管部)

一般公開されている中では一番である。

(委員)

一者指名ということだが、提案内容によっては該当者無しという判断もできるという前提でよいか。つまり、該当者無しで、市がこのまま直営でやることもあり得るのか。

(施設所管部)

直営でやる方法もあり得ると思うが、提出された事業計画書などの有効性等を判断して、できるものであれば一者指名でやりたいと考えている。

(委員)

指定管理者を選定するときに、申請内容によっては、事業計画書を再提出してもらう方法もあるのではないか。

(委員)

一般財団法人星と森のロマントピア・そうまを一者指名するからには、経済的なメリットは必要ではないか。指定管理料はもう少し検討した方が良いと思う。

(委員)

経済的効果のほか、利用者の増加というもう一つの効果をどうみるのか。

(施設所管部)

利用者の増加ということを考えた場合、ロマントピア本体の方では、商品を販売するルートを持っており、天文台とセットにしたプランを企画することができるので、そのような提案をしてもらえれば、ロマントピア本体と天文台の両方で利用者の増加を望めるのではないかと思う。

(委員)

選定基準の評価項目に「類似施設の管理実績」とあるが、この項目は意味がないと思う。また、ロマントピア天文台で一者指名するのであれば、評価については、利用促進に対してどのくらい努力するのか、そこにつけるのではないか。具体的にこのようにして利用者を増やしていくという提案をしてもらわないといけない。

(議長)

他に質問がなければ、これまでの意見を踏まえ、一部再検討してもらおうということによろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

それでは、都市環境部から弘前駅中央口駐輪場等の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の概要、指定管理者制度導入の目的などを説明)

指定管理者の選定方法は、一般公募とする。指定期間は5年としている。指定管理者が実施する主な業務は、弘前駅中央口駐輪場については、駐輪場の運營業務のほか、機械設備等の保守点検業務で、弘前駅中央口及び城東口駐車場については、自動発券機や精算機を設置している無人の駐車場であり、終日利用できることから、24時間トラブルに対応するためのリモー

ト監視業務のほか、場内の除雪等の施設管理業務である。利用料金制を併用しており、指定管理者の事業所の範囲は、より多くの応募者からの提案を募集するため、本社を市内に有する団体のほかに市内に支店、営業所を有する団体も応募対象としている。選定基準及び委員一人あたりの配点については、一部の駐輪場及び駐車場は、利用率が低迷しており、利用率及びサービス向上を提案させて評価することから、「施設の設置目的を効果的に達成することができること」を重視し、配点を高く設定している。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

市内に支店・営業所等を有するものを応募対象としながら、選定基準で「市内に主たる事務所を有すること」という項目を設けており、若干矛盾するような感じがする。

(施設所管部)

市の基本的な方針としては、市内に主たる事務所があることとしているが、今回、募集する時には少しでも幅広く提案を求めたいと考えている。ただし、同じような提案があった場合には市内重視とするため、このような評価項目を設定した。

(委員)

現在、弘前駅中央口駐輪場には何人配置されているのか。

(施設所管部)

現在、3人配置されている。

(委員)

指定管理者は、必ずしも3人配置する必要はないという理解でよいか。

(施設所管部)

必ずしも3人である必要はなく、必要に応じて人員を配置することになるが、色々な管理をしっかりできるような体制で、管理を行ってもらうことにはなる。

(委員)

弘前駅中央口駐輪場の利用率が知りたい。

(施設所管部)

平成25年度実績で、夏場の利用率が約50%、冬場が約14%、年間では僅か38%程度で、大きな流れとしては減ってきている状況であり、なかなか改善の方向に向かっていない。

(委員)

学生が減っている影響もあるかもしれないが、逆に無料の弘前駅城東口駐輪場の方が溢れている。

(施設所管部)

弘前駅城東口駐輪場は溢れているが、弘前駅中央口駐輪場は3分の1位しか利用されていない状況であるため、そのあたりの利用を転化するような提案を求めていくこととしている。

(委員)

選定基準の「施設の設置目的を効果的に達成することができること」の配点を高く設定しているのは。

(施設所管部)

弘前駅中央口駐輪場の利用者の増加及びサービスの向上、駐車場の利用者の増加及びサービスの向上を図るための具体的手法などの提案を求めることを重視したため、選定基準の配点を大きくした。

(議長)

他に質問がなければ、弘前駅中央口駐輪場等の選定方法等について、このように決定してよろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

それでは、市民文化スポーツ部から弘前市北辰学区高杉ふれあいセンターの選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の概要、指定管理者制度導入の目的などを説明)

指定管理者の選定方法は、前回と同様に、弘前市高杉地区町会連合会を一者指名するものである。一者指名の理由は、当該施設の利用者が高杉地区の住民の方に限定されるものではないが、利用者の多くは当該地区の住民の方であるため、当該施設が地域住民のコミュニティ活動の拠点となる施設で、地域の人材を積極的に活用することにより、施設の設置目的に沿った管理運営を行うことができるためである。指定期間は5年としている。指定管理者が実施する主な業務は、センターの適正な管理のため、施設の維持管理とその保全に努めることのほか、施設の使用申請に対する調整など、使用許可等に関すること、及び施設使用料の徴収業務に関することなどである。選定基準及び委員一人あたりの配点については、施設の設置目的に沿って効果的かつ効率的な維持管理が図られるよう、「施設の設置目的

を効果的に達成することができること」及び「施設の効率的な管理ができること」を重視し、配点を高く設定している。

(会長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

一者指名ということで、選定基準があってないようなものにならないでほしいのと、地域の人材の活用ということで一者指名するという話だが、実際どのように活用してきたのか。

(施設所管部)

町会連合会は住民の自治組織の連合体で、色々な意味で地域コミュニティ形成の役割を担う団体である。地区の町会連合会に管理を委ねるということで、結果としては地元の方が管理にあたられ、利用される大半の方と面識もあるため、色々な形の調整ができていると見ている。

(委員)

交流センターであったとしても、税金を投入していくからには、利用者の増加についてはある程度考えていかなければならないことだと思う。

(委員)

例えば、利用者の増加を図るための具体的手法などの提案が弱ければ、もう少し具体的に再提案してもらうなど、そういった余地をもって募集したらどうか。

(施設所管部)

そのような形で募集することとしたい。

(委員)

この件に限ったことではないが、利用者の増加というのを、指定管理者として指定されたところに強くお願いしていく方向でお願いしたい。

(委員)

審査の際には、利用者の増加のための提案をしっかりと審査するという方向でやっていただきたい。

(議長)

他に質問がなければ、弘前市北辰学区高杉ふれあいセンターの選定方法等について、このように決定してよろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

それでは、弘前市民会館の選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の概要、指定管理者制度導入の目的などを説明)

指定管理者の選定方法は、一般公募とする。指定期間は5年としている。指定管理者が実施する主な業務は、施設の維持管理に関するもののほか、施設利用の許可等に関する事、利用料金の収受に関する事、自主事業の実施に関する事などである。利用料金制を併用しており、選定基準及び委員一人あたりの配点については、施設の設置目的に沿って効果的かつ効率的な管理運営が図られるよう、「施設の設置目的を効果的に達成することができること」及び「施設の効率的な管理ができること」を重視し、配点を高く設定している。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

利用拡大は指定管理の一つの柱で、そのことが市の活性化にも繋がっていくと思うが、指定管理者を募集する段階において目標値を掲げるだけでなく、5年間という指定期間を検証し、再選定のときに評価していくような制度がないと、なかなか利用拡大ということがうまく進まないのではないか。

(施設所管部)

毎年度、事業報告書を提出するほか、利用者ニーズの調査など、点検や調査を実施することになる。また、今回、利用料金制を取り入れているため、利用者を増加させることが、指定管理者の収入に直結することにはなる。

(委員)

利用料金は指定管理者が決めることができるようになるのか。

(施設所管部)

協議は必要であるが、条例で定める額の範囲内で可能となる。例えば、利用の少ない時期に料金を安くするなど、利用状況を見ながら、料金を安くして利用を促していくといったインセンティブを利用料金の額で働かせるといったことが可能となる。

(委員)

他の類似施設ということで、青森市の文化会館は、今どのように管理しているのか。

(施設所管部)

青森市文化スポーツ振興公社で指定管理している。

(委員)

応募資格だが、支店・営業所等まで含めてはいるが、地域に根ざした団体をメインとしており、もっと幅広くやる必要はないものなのか。

(施設所管部)

弘前に本社機能を有するものだけだと、応募者の範囲が非常に狭まる可能性があるため、弘前に支店・営業所等があるというところまでは広げたい。ただし、ある程度、弘前市との関わりをもっているところでない、市民にとってもなかなか受け入れ難いだろうということで、このような事業所の範囲とした。

(委員)

弘前市民会館の指定管理にあたっては、企画運営力や提案力といったものも大事なのではないかと思う。

(施設所管部)

ホールの貸出先を開拓することはもちろんのこと、様々なニーズの自主事業を実施することで、市民が良質な音楽や舞台に触れる機会が広がることになるため、そのような意味では、管理だけでなく企画など、興行主的な感覚も大事である。

(委員)

自主事業の実施にあたっては、全ての指定管理施設で事前に承認が必要なのか。

(事務局)

必要となる。

(委員)

選定基準だが、「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果」は配点を高くしても良いと思う。

(委員)

利用促進のための提案を評価するため、例えば、「施設の効率的な管理ができること」の配点を抑えて、「施設の設定目的を効果的に達成することができること」の配点を高くしてはどうか。

(施設所管部)

そのとおり修正したい。

(委員)

募集にあたっては、市が指定管理者に求めることとして、民間のノウハウを活用した利用促進であるということを明確にし、その提案を求めていくような方向でやっていただきたい。

(議長)

他に質問がなければ、これまでの意見を踏まえ、一部修正してもらおうということでよろしいか。

(委員)

〈委員了承〉

(議長)

それでは、弘前市総合学習センターの選定方法等について説明をお願いします。

(施設所管部)

(施設の概要、指定管理者制度導入の目的などを説明)

指定管理者の選定方法については、前回と同様に、一般公募とする。指定期間は5年としている。指定管理者が実施する主な業務は、有料施設及び視聴覚教材の貸出業務、施設全体の維持管理に必要な委託業務のうち、除排雪業務を除いた全ての委託業務、市民ボランティアによるパソコン講習会の開催業務などとしている。選定基準及び委員一人あたりの配点については、一層向上したサービスを住民が享受し、ひいては住民の学習意欲につながることを、指定管理者制度導入の最大の目的としていることから、「施設の設置目的を効果的に達成することができること」を重視し、配点を高く設定している。

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

民間の活力を活用しながら市民サービスの向上を図るということだが、23年度から指定管理者制度を導入し、具体的にどのような効果があったのか。

(施設所管部)

管理経費の削減が挙げられる。また、市民サービスの向上という面では、市民への催し物などの情報提供について、直営でやっていたときよりも、うまく行われているのではないかと感じる。また、施設に行ったり、電話をかけた時、職員の接客マナーが大変良いという印象である。

(委員)

今の指定管理者は自主事業も行っているのか。

(施設所管部)

自主事業も行っているが、限られたスペースしかなく、なかなか展開しづらい環境ではある。ただし、自主事業については可能な限りやってほしいと思う。

	<p>(委員) 隣接する公園の管理はどこで行っているのか。</p> <p>(施設所管部) 公園緑地課である。</p> <p>(委員) 玄関から入ると、どうしても閉鎖的な雰囲気を感じる。</p> <p>(施設所管部) 玄関が暗く、開館しているのかわかりづらい感じがあるので、玄関をもう少し明るくできないか、現在当課で検討しているところである。ただ、施設づくりが個人使用を前提にしていな施設のため、閉鎖感を感じる場所もあるのではないかとと思う。</p> <p>(委員) もう少しオープンな雰囲気ですら運営できたら良いと思う。また、そのあたりも色々な提案がある中で、評価したら良いのでは。</p> <p>(委員) 指定管理者制度導入の効果というものを、指定した後に検証をしていくような仕組みをお願いします。</p> <p>(議長) 他に質問がなければ、弘前市総合学習センターの選定方法等について、このように決定してよろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>〈委員了承〉</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>会議は非公開である。</p>